

マナーからルールへ

豊橋市の新しい喫煙ルールが、2020年4月1日より全面施行されます

屋外も禁煙の施設【条例】



学校、病院、薬局、施術所、児童福祉施設、塾、スクールバス等
市の施設（競輪場、つつじ荘を除く）

20歳未満は立入禁止



20歳未満のかたは、従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。

標識の掲示



喫煙専用室がある施設の出入口には、必ず標識が掲示されます。飲食店は「禁煙」の場合も標識を掲示します。【条例】

加熱式たばこの規制



加熱式たばこも紙巻きたばこと同じ扱いとし、喫煙専用室では飲食等はできません。【条例】

● 2020年4月までに営業している、経営規模の小さな飲食店は除く

多くの施設において、屋内は**原則禁煙**になります
たばこを吸うときは、決められた場所で

【喫煙者への罰則規定】

喫煙禁止場所で喫煙を発見し、繰り返し指導しても改善が見られない場合には、**最大30万円の過料**が科せられることがあります。

【問合先】

豊橋市保健所 健康政策課

電話 0532-39-9116

（平日：8時30分～17時15分）

市のホームページはこちらから

豊橋市 受動喫煙防止対策

検索



これでは防げない、受動喫煙



2020年4月から新しい喫煙ルールがスタート

保護者が一緒でも、20歳未満のかたは喫煙エリアへの立ち入りはできません。

ケース①(入店前)



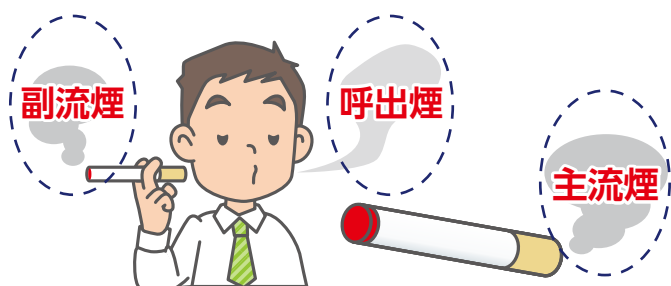
施設の出入口には
標識があります。
利用する前に
確認できます。

ケース②(入店後)



施設内の
喫煙エリアには、
20歳未満のかたは
入れません。

受動喫煙とは



「副流煙」と「呼出煙」が混ざった空気（環境たばこ煙）が「受動喫煙」の原因となります。

「副流煙」には、「主流煙」よりも多くの有害物質が含まれています。

「加熱式たばこ」*について

たばこの葉を含む加熱式たばこは有害であり、**豊橋市では紙巻きたばこと同等**に扱います。

※たばこ事業法の「製造たばこ」で、たばこの葉を専用の器具で加熱し、喫煙するもの。

